

受付番号  
(税関記入欄)

登録番号  
(税関記入欄)

## インターネットによる事前教示に関する照会書

税関様式C第1000号-13

令和 年 月 日	照会者の 住所、氏名 代理人の 住所、氏名			輸入者符号	
殿				(担当者)	
				(電話番号)	
下記貨物の <input type="checkbox"/> 関税率表適用上の所属区分 及び 統計品目番号 <input type="checkbox"/> 関税率 (EPA 税率以外) <input type="checkbox"/> EPA 税率 <input type="checkbox"/> 内国消費税等の適用区分及び税率 <input type="checkbox"/> 他法令 について照会します				製造地 製造者	
品名、銘柄 及び型番		単価		輸入申 告予定 官署	
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input type="checkbox"/> 未到着	参考資料	<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> カタログ <input type="checkbox"/> 説明書 <input type="checkbox"/> 分析成績 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無				照会貨物に係る事前教示実績 (有・無) (事前教示番号 )	
				類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号及びその年月 )	
照会貨物の説明 (製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)					
関税率表適用上の所属区分等に関する意見 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)					
続	補足説明書	提出	枚		

(注)次頁の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格A4)

○事前教示照会に係る確認書

項 目		確認欄
1. 照会に係る貨物について		
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。		はい ・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。		はい ・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。		はい ・ いいえ
2. 照会について		
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者 又はその代理人 によるものです。		イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について		
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。		はい ・ いいえ
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて (注意事項参照)		
⑥ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します (回答内容については原則公開となります。)		はい ・ いいえ
⑦ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署 (政令派出所・方面事務所を含む。) において ロ. 郵送により ハ. 電子メールにより 受け取ることを希望します。  ※官署名については、税関ホームページ (所在案内) をご参照下さい。 URL : <a href="http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm">http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm</a>		イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受取を希望される税関の <u>官署名</u> を記入してください。
⑧ ⑦イ又はロにより交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。		はい ・ いいえ
⑨ 切替えを行う場合、非公開期間の要否 (原則公開です。)		要 ・ 否
非公開理由		非公開期間 ( ) 日 (180日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書 (つづき) (適宜の様式) に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意してください。
- 一の照会書につき一品目の照会としてください (セット物品は除きます。)
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達 7—18—3 (5) に規定する場合 (本様式 (C 第 1000 号—13) による照会のうち、具体的な貨物に係る照会で、見本の提出を要することなく、一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合) に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、**切替えを行ってから 30 日 (行政機関の休日の日数は算入しない) 以内の極力早期**に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書 (変更通知書兼用) は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイデア商品等で、回答後一定の期間 (180日を超えない期間) に限ります。) 非公開とする必要がある場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間 (180日を超えない期間) を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

# 関税徴収の引継書

(内国消費税徴収の引継書兼用)

引継 第 号  
令和 年 月 日

引受税関	次のとおり引受けしてよろしいか	起案	令和	年	月	日	決裁	令和	年	月	日
<input type="checkbox"/> 会計決裁 <input type="checkbox"/> 代行処理											
決議番号第 号											
引受したので、調定決議してよろしいか		資金徴収簿 登記 (引受年月日と同じ)		令和 年 月 日							

次の関税及び内国消費税等の徴収を引継ぎします。

税関長 殿

税関 (支署・出張所) 長

納税者	住所 (所在)							
	氏名 (名称)							
年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	滞納処分費	法定納期限等	備考

連絡先

(電話)

(担当者)



申請番号  
 Application No. \_\_\_\_\_

免税車両等の滅却承認申請書  
 Application for an approval of destruction of the car and repair parts temporarily  
 admitted without payment of import duties and taxes

令和 年 月 日  
 Date \_\_\_\_\_

税関長 殿  
 To Director of Customs \_\_\_\_\_

申請者  
 Applicant  
 本邦における居所（又は連絡先）  
 Address (or mailing address) in Japan \_\_\_\_\_  
 氏名  
 Name \_\_\_\_\_

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の規定により免税で輸入した車両（車両修理用部分品、取り替えられた部分品）について滅却したいので、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第 7 条の規定により下記のとおり申請します。

Under the provision of Art. 7 of the Cabinet Order Concerning the Enforcement of the Law Concerning Temporary Measures in Relating to the Customs Law and Other Laws to be taken for the Operation of the Customs Convention on the Temporary Importation of Private Road Vehicles, I hereby apply for an approval of destruction of the car (or repair or disjoined parts) temporarily admitted without payment of import duties and taxes.

記

一時輸入書類の番号 No. of the carnet				輸出の予定時期 When the car (or repair parts) is to be re-exported		
一時輸入書類の有効期間 Period of Validity	To まで					
一時輸入書類の発給団体 Issued by				輸出の予定場所 Where the car (or repair parts) is to be re-exported		
一時輸入書類の名義人 Person to whom the carnet was issued						
車両（又は車両修理部分品）の品名 Descriptions of the car (or repair parts) temporarily admitted without payment of import duties and taxes.	数量 Net quantities	登録国 Where the car was registered	登録番号 Registered No.	滅却しようとする物品の品名 Descriptions of the goods to be destroyed	数量 Net quantities of the goods to be destroyed	置かれている場所 Where the goods are kept
滅却の予定年月日・滅却の予定場所 Expected date and place of destruction.				滅却の方法 Ways and means of destruction		

(規格 A 4)